

議会運営委員会協議事項

令和2.7.28(火)
午後1時30分
於：全員協議会室

1 決算審査における時間計測について

- (1) 質疑前の当局説明
- (2) 計測方法
- (3) 質疑時間と答弁時間の割合
- (4) 時間の割振り
- (5) 賛否の意思表示時間の取扱い

2 決算審査における委員の発言順序について

3 決算審査における附帯意見等の取扱いについて

4 議会改革検討会議の協議結果について

令和2年5月15日

議員各位

浜松市議会議長 柳川 樹一郎

新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について（お願い）

本日開催された議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について協議した結果、次のとおり一部改正されましたので、お知らせいたします。

つきましては、議員の皆さまにおかれましては、引き続き、決定事項を遵守していただき、今後の議会運営に支障を来さないようよろしくお願いいたします。

1 議員の対応

(1) 発熱など、かぜの症状が出た場合、休会中並びに本会議及び委員会等の開催日でも自宅療養すること。

(2) 休会中であっても、以下のいずれかに該当する場合は、事務局に連絡するとともに、「浜松市帰国者・接触者相談センター」（生活衛生課内 Tel.453-6118）に相談すること。

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）

(3) 感染の疑いがある場合や検査の実施及び結果については、その都度、事務局に連絡すること。

(4) 議員から本会議や委員会の傍聴希望は募らない。また、インターネット中継の視聴を促すこと。

(5) 本会議、委員会ではマスクを着用する。

(6) 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアルを準用し、市当局の対応の妨げとならないよう、個別の要請（問い合わせ）は避け、必要に応じて、議長を通じ対策本部へ要請（問い合わせ）すること。

(7) 感染が判明した後の議会運営は、保健所に相談した上で判断する。

(8) パーティや講演会など、社会的距離の確保ができないような多数の人が参加するイベントの開催や参加は、自粛すること。

(9) この対応の期間は、当面の間とする。

※(2)、(3)、(7)及び(8)については、家族及び会派職員を含む。

2 本会議等の開催における対応

項目 会議名		会場	出席者		席の配置	マスクの着用	部屋の換気			
			議員側	当局側						
(1) 本会議	採決がある場合	議場	全議員	指定の出席者 ※2	従来どおり	必要	休憩時、南北入り口の扉を開けて換気			
	採決がない場合	議場及び全員協議会室	全議員の2分の1 ※1		議会側のみ、席の間隔をあけて対応					
(2) 議会運営委員会 (協議会を含む)		全員協議会室	委員		議会側・当局側共に、席の間隔をあけて対応 (席の指定あり)		必要	天候を考慮し、天窓を全開		
(3) 全員協議会		全員協議会室及び802会議室	全議員							
(4) 議案説明会										
(5) 常任・特別委員会 (協議会を含む) ※3		全員協議会室	委員		議会側・当局側共に、席の間隔をあけて対応 (席の指定あり)				必要	天候を考慮し、天窓を全開
(6) 議会改革検討会議										
(7) 政務活動研究会										

※1 議席番号の奇数と偶数で区分するとともに、本会議に出席しない議員は全員協議会室でインターネット中継を視聴する。

※2 代表・一般質問の時、答弁のない部長等の出席はあえて要しないものとする。

※3 常任委員会については、会場が1か所となることから、同日開催でなく、3日間の中で午前・午後に分けて実施する。

令和2年7月17日

浜松市議会 議会運営委員会
委員長 戸田 誠 様

浜松市議会 議会改革検討会議
委員長 太田 康 隆

協議結果報告書

令和2年7月17日に開催した議会改革検討会議の協議結果を下記のとおり報告します。

記

1 タブレット端末の導入について

令和2年8月24日以降に開催の常任委員会及び特別委員会において、審査及び調査のための補助機器として、各自所有のタブレット端末またはパソコンの持ち込みを可能とすることとなりました。

なお、当分の間は、試行実施とし、紙媒体との併用利用とするとともに、本格導入に向け、課題等の洗い出しを行うこととなりました。

また、閲覧可能な資料は、事前に各自ダウンロードした資料のみとし、外部との通信は禁止することとなりました。(詳細は、別紙参照)

議会におけるタブレット等の端末使用の試行実施について

議会におけるタブレット等の端末使用の試行実施にあたり、下記のとおり取り決める。

記

1 試行の基本的な考え方

試行にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 議会におけるタブレット等の端末の本格導入に向け、課題等の洗い出しを目的とする。
- (2) 資料は、紙媒体と併用利用する。
- (3) 試行にあたっては、会議の進行を妨げないものとする。

2 試行対象の会議

試行を実施する会議は、常任委員会及び特別委員会（以下、委員会という）とする。ただし、委員会協議会は対象外とする。

3 試行対象者

試行は、議員を対象とする。なお、参加は任意とする。

4 試行期間

試行期間は、令和2年8月24日から当分の間とする。

5 委員会で使用できる機器

委員会で使用できる機器は、各自所有のタブレット端末またはノートパソコンのいずれか1台のみとする。

なお、スマートフォンの使用は認めない。

6 機器の使用範囲

機器は、以下の行為に限り使用することができるものとする。

- (1) 事前に機器へ取り込んだ委員会の議事に必要なデータの閲覧
- (2) メモ等の記録

7 禁止事項

委員会において、機器を利用した以下の行為は禁止する。

- (1) 操作音、音声等を発生させる行為
- (2) インターネットを利用した検索
- (3) 通話、メール、SNSへの投稿
- (4) 写真、動画の撮影
- (5) 音声の録音
- (6) 委員会の議事と関係のないアプリケーションの利用
- (7) その他委員長が会議運営に支障を来すと判断した行為

8 その他

委員長は、上記の事項が遵守されない場合、機器の使用の中止を命じることができる。